

次期子どもプランの策定について

1 次期子どもプランの概要

(1) 根拠

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成行動計画」(任意)と子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」(義務)をあわせた計画。

(2) 計画期間

- ・平成27年度～平成31年度(5年間)

(3) 対象

- ・計画の対象は全ての市民
- ・なお、本計画における「子ども」とは、18歳未満の全ての子ども。「若者」とは、40歳未満の者。

(4) 位置付け

- ・北九州市の子どもの健全育成や子育て支援の基本的な方向性や具体的な取り組みを示す計画。なお、北九州市基本構想・基本計画「元気発進!北九州プラン」の人づくりの分野の部門別計画として位置づけられる。

2 策定に当たっての考え方

- (1) 子どもや子育て家庭の現状、現行計画の評価や課題、基本計画の中間見直し、国の動向等を踏まえ、市民のニーズを把握し時代の求める計画を作る。
- (2) 子ども・子育て支援法の定める計画を含む、妊娠・出産から乳幼児、青少年、若者の自立などすべての子どもや子育て家庭を支援する総合的な計画を作る。
- (3) 子育て支援施策について体系的に整理され、一定の評価を受ける現行計画をベースに、子どもの成長や子育て支援、若者の自立支援への施策を充実し、より発展させる計画を作る。

3 子ども・子育て支援新制度施行にかかわるスケジュール

区分	次期子どもプラン	新制度関係条例等
H25. 7	○子ども・子育て会議立ち上げ	
H26. 4 6	(子ども・子育て会議での検討)	○関係条例の素案作成 ○常任委員会素案報告 ○関係条例パブコメ
7	○次期計画素案作成	
8	○常任委員会素案報告 ○次期計画パブコメ、タウンミーティング	
9		○関係条例議案上程
10	○次期計画成案作成	○利用者等手続き開始
11	○常任委員会成案報告	
12	○12月議会 諸報告	
H27. 4	○次期計画の開始(27年4月)	○新制度本格施行